

茨城統計月報

卷頭言

★ 聖戰二周年を迎ふ。欣然皇軍の大捷を祝し、謹みて護國の英靈、傷痍將兵に感謝をおくると共に、興亞大業の完成が一日も速ならん事を祈願して止まぬ。

★ 兵火三閏年に及ぶ。必ずしも短しとはしない。併し歐洲大戦當時獨逸が列國包圍のうちにあつて孤軍よく五年四ヶ月の久しきに耐へたのに想到すれば、尙ほ忍ぶべきではあるまいか。

★ 而して内にありては安業いよく、擴充、外にあつては北支に南支に、蒙疆に、益々威武を張り、皇威八紘に垂る。今更ら聖恩の宏大に感泣の外なし。

★ 愈々臨時國勢調査迫る。我等統計關係者は時局に鑑み、日本人たるの務持によつて一路統計報國に邁進あるのみ。

日本國民の信念により

一点の嘘も申告するな

豫習調査の實績に鑑み近く行はれる

臨時國勢調査の關係者に協力を望む

臨時國勢調査副部長
縣統計課長 大 月 一 郎

國民の消費事情を明にすべき臨時國勢調査は愈々來る八月一日現在を以て行はれる。本調査は世界嚆矢の大調査であり、其の内容が複雑多岐に亘り、難解な点が多いので、縣では市町村長會議、市町村主任者會議又は調査員協議會を開催し、或は部會に出席して調査當事者の專心的な協力を求め、又商工會議所、學校等を煩して各業者に呼びかけ、或は電車、自動車、理髮店等に依頼して、ポスター、セロハン廣告の掲出を煩し、或は趣意書を配付する等趣旨の宣傳に努め、調査の萬全を期して居り、其の重要性及び内容等に付ては概ね諒解せられたことと思ふ。而して本調査の完璧を期する爲、七月一日現在に依り縣下一齊に豫習調査を施行し、目下各市町村係員の集合を求め、申告書の檢閲を行ひつゝあるが成績は概して良好である。私は之に就て二、三感じた事及び希望を述べて見たいと思ふ。

- 1 市町村當局者は經營体の調査及び申告義務者に対する趣旨並に内容の徹底に最も苦心する處であり、或は指導員、調査員との研究協議に、或は申告義務者の懇談會に寧日なき活動を續けられつゝあることは感謝に堪へない。
- 2 調査員の中には金の調査員を兼ね、七月一日は恰も金の調査をも行つた爲、事務の遺練に付ては非常に苦心せられたやうであるが、而かも見事にやつてのけられた涙ぐまじき活動振りには感激措く能はざるものがある。

- 3 調査員の申告義務者に対する指導振り如何は、調査の正確を期する上に大きな影響を及ぼすものであるが、各商品を分類して記入方法に實地に指導する等夫々工夫を凝らされたるが如きは、模範とすべき機宜の措置であつた。
 - 4 縣が特に心配した点は、申告義務者が果して正直に申告してくるかどうかに在つた。所が事實は課税の資料に供されるのではないかと云ふやうな利己的打算に依つて申告の事實を歪曲するやうな都合が極めて少なかつた。これは一般の統計に對する認識の深まりつゝあることを立證するもので慶賀に堪へない。殊に商品の多種多量な申告義務者が、三日も四日も賣上數量、金額及び手持數量の書出しに苦心し、完全な申告書を提出する爲に眞剣な努力を拂はれたことは眞に嬉しき限りである。
- 次に希望を申述べ、來るべき臨時國勢調査に際し關係者各位の御協力を御願ひする次第である。

- 1、來る七月十九日の準備調査を序幕に本調査が開始せられる。市町村當局者、指導員及び調査員各位は豫習調査の體驗に徹し、更に工夫研究を行ひ、調査の完璧を期するに十分なる努力を續けられたい。
- 2、本調査が統計の目的以外に使用も公表もせられないことは法が保證して居るのであつて、申告書は調査員、市役所、町村役場、縣廳を経て内閣統計局に納まり、統計局では之を分類整理して統計を作つて仕舞へば、申告書は書籍に嚴重に保管せられ、局長でも統計の目的以外には見ることが出來ぬやうな仕組になつて居るのであつて、絶對門外不出の取扱を受けるのであるから安心して正直に申告せられたいのである。
- 3、所得又は營業純益の申告高と相違してはいけなからと某行政廳に糞の所得、又は營業純益申告額を問合せた申告義務者もあるやに聞いて居るが、今回申告の賣上高は調査の時期及び調査の方法が異なるので、絶對に糞の所得又は營業純益申告額と同様なことはない筈である。又課税の資料に供することも絶對にないのであるから、それとこれとは別に正直に申告せられたいのである。某行政廳でも右のやうな問合せに對しては此の趣旨と同じやうに答へられて居ると思ふ
- 4、嘗てガソリン、肥料等の配給統制に必要な其の消費高の調査が、極めて内輪に計算された爲に配給の圓滑を欠いた事例は余りにも生々しい記憶である。今回の調査は長期建設に備ふる爲の重要國策の立案並に實施に必要な資料を供するのであつて、或は消費節約に、或は貿易の振興に、或は物資の統制に、或は國民生活の合理化に、其の他凡ゆる部面に重

要な役割が與へらるゝのである。「一人の嘘は萬人の實を殺す」のである。申告義務者は日本國民たるの信念に於て一点の嘘も交へざる申告書を提出せられたいのである。

5、豫習調査の申告書は、申告義務者に夫々返戻せられ、八月一日現在調査の参考に供せらるゝ筈である。之はどこまでも参考であつて、本調査の數字は八月一日現在を以て全然新に調査の上申告せられなければならない。苟且にも豫習調査の丸寫しの申告書が提出されるやうなことがあつてはならない。調査當事者も申告義務者も厳に心して頂きたいのである。

四

國勢調査係

主任者 打合會

指導に付協議

今次國勢調査の第一線に立つ可き國勢調査員並に同指導員が六月一日付を以て内閣より任命され兼に設置されたる縣の臨時國勢調査部及び市町村の調査係と相俟つて此處に調査機關の完成を見たので縣調査部では左記日割に

依り郡單位を以て市町村調査係主任副主任打合會を開催し調査事項、範圍及び調査員の訓練等に就き打合協議を行つた。

東茨城六月五日縣廳會議室△西茨城同七日笠間町役場△那珂同
六日湊町役場△久慈同七日久慈郡自治會館△多賀同六日多賀町
村長會館△鹿島同七日銚田中學校△行方同八日麻生財務出張所
△稻敷同六日蠶業取締所△新治同六日土浦町役場△
筑波同八日谷田部町自治會館△眞壁同七日下午館財務出張所△猿
島同七日境財務出張所△北相馬同九日北相馬自治會館

臨時國勢調査に就て

内閣統計局長 川 島 孝 彦

本稿は昭和十四年五月四日午後七時半から十分間東京中央放送局から全國に放送されたものである。

今年の八月一日に全國に互つて臨時國勢調査が行はれます。國勢調査と申しますと、皆様御承知の通り、日本全國の人の數や、男女の別や、年齢や、職業等を調査するのでありますが、今年の國勢調査とは異り、臨時特別のものであります。調査の内容も非常に違つて居ります。一口に申せば、今回の調査は「消費の國勢調査」又は「物の國勢調査」とでも言ふべきものであつて、我國民の衣食住の生活に入用な物が、一ヶ年どれ位であるかと云ふことを調べるのであります。故こう云ふ國勢調査をしなければならぬかと云ふ譯は、後で申上げること致しまして、先づ今回の調査の大體の輪廓を御話しいたします。今回の國勢調査は、商店其の他物品を販賣する人に就いて調べます。これ等の人々に、國勢調査の申告書を配つて、其れにいろいろの事項を書き入れて、申告して戴くのであります。其の申告の事項は、いろいろありますが、其の中の重なるものを申しますと、先づ第一には、米とか、味噌とか、銘仙とか、晒木綿とか、又足袋とか、傘とか、或は電球、石鹼、時計、化粧品、書物、フィルム、レコードなど、内閣總理大臣が指定した生活用品に付て、一年間の賣上高を小賣と卸賣とに分けて申告するのであります。

次には其の店に働いてゐる人の數や、男女、年齢、教育程度等を申告せねばなりません。又、その店が米屋か、呉服屋かと

云ふ商賣の種類や、同じ呉服を扱つて居る店でも、小賣店であるか、卸商であるか、或は百貨店、貿易商、産業組合であるかと云ふ様な、業態の別をも申告することになつてゐます。此の調査は、今年八月一日に内地外地を通じて、日本全國に一齊に行はれます。其の手續は普通の國勢調査と同様で、全國に二十何萬と云ふ國勢調査員が任命せられ、道府縣市町村の系統に従つて、調査事務に従事するのであります。所で、茲に一つ皆様の御疑問が起りさうなことがあります。それは即ち、今回の調査の内容を聞いて見ると、これは商業の調査ではないか、何も國勢調査と云ふやうな、大掛りの調査をしなくてもと云ふ疑問であります。又これは國民全體の調査ではなく、單に商業關係の人々の調査ではないかと云ふ疑問であります。けれども、その御疑問は當らないのであります。何となれば、今回の調査の目的は、國民の消費生活に入用な物資の種類と數量とを明にしやうと云ふのであります。之を明にする方法としては、商店から賣られた物品の數量、殊に小賣の状況を調査することが、統計手續上最も適當なのであります。従つて商店に就て調べるのではなく、其の調査の事項などは國民の全體の消費量を明にするのを目的として仕組まれてあります。云ひ換へれば商店を通じて調べる國民消費の調査であります。決して單なる商業調査では無いのであります。然し、此の國民の消費の全貌を明にすると云ふことは、從來世界各國の統計界に於て、非常に困難な事業とせられて居つたのであります。今回我國に行はれる國勢調査に於ても商店の賣上高を調べる丈では、その目的を達する譯には参りません。それ故に、今回の國勢調査は、商店の調査の外に、農家の如き、米を作つて、之を飯米に用ふる云ふ自家消費の方面や、又住宅建築の如き、物資配給の有様が普通と違つた方面などに付ては、別に特殊の調査をすることに於て居ります。これ等の事柄に付ては、時間の關係上、今日は説明を省略致します。從來諸外國の何れに於ても此の種國勢調査を行つたことは未だ嘗て其の例を見ないので、今回我國に行はれんとする國勢調査は、世界國勢調査史上に於ても、劃期的の調査と稱し得るのであります。ところで、なぜ、斯様な大調査を實施せねばならぬのでありませうか、御話は初に返つて、今回の如き特殊の國勢調査を行ふ理由を説明致します。

皆様も御承知の通り、支那事變は一昨年七月に勃發したのであります。その事變の當初に於きましては、必ずしも現在のやうな、長期建設と云ふ特殊な心構へはいらなかつたのであります。事件の不擴大と云ふのが我國の方針でありました。戦況の進展につれて、それが全面的の抗争に變りましても、尙暫くは、今次事變の終局について、そう遠い將來のことを、考へなくてもよい状況でありました。然るに昨年の春頃になつてからは、今回の支那事變の本當の姿と本當の意味とが漸次明瞭になつて参りました。我國は單に蔣介石一派の排日抗日の運動に對して、これを挫く爲に戦つて居るのではない、支那の背後に在つて、これを尻押して我日本及東亞諸國の正當な發展を妨げやうとする國々に對して、我國の正當な主張を認めさせやうと云ふ一大事業に一步を踏み出したものであることが分つて参りました。その結果、今次事變の終局に付ても、仲々見通しがかなくなり、又今後我國が事變を處理して行く上に、容易ならぬ相手が出て参りました。今こそ我々國民は、しつかりと腰を据ゑて、この事變の長期對策を實行して行かねばならぬ場合に立到つたのであります。そこで此の長期建設の實行に當りまして、一番問題になるのは我國の物資の問題であります。我國の物資は、餘り豊でないところへもつて來て、今後長期建設の爲に要する物資は、仲々多いのであります。この物入りを國內の經濟の遣り繰りに依つて賄つて行く様にするには、仲々容易でないのであります。外國から借金をして、それによつて、入用の物を調へると言ふ途のない我國の現状では、政府に於て、軍需産業の生産擴充の計畫を樹てる上に於ても、不急産業の生産制限の計畫を樹てる上に於ても、又貿易の振興の計畫を樹てる上に於ても、其の結果は多かれ少かれ、凡べて國民の消費生活に響いて参ります。或る計畫が國民の日常生活に如何に影響するかと云ふことを見極めないでは、所謂行き過ぎ行足らずの如き混亂や齟齬を來すのであります。又消費節約の國民運動を起す場合でも、其の節約方面を何れに選ぶべきか、又節約に依る物資の餘裕は、如何程あるかと云ふやうな點に、はつきりした見通しをなければ、具體的の實行計畫は樹ち難いのであります。或は又輸出入の統制、産業の轉換等の諸種の計畫を樹てるにしても、其の計畫の實施が國民生活に及ぼす影響を、豫め検討して置かなければ、其の實施に當つては意外の障害にぶつつかるのであります。凡そ此等長期建設に必要な國家の諸計畫を出來る限り有効に立案し、又其の計畫實施の結果起り得べきもろもろの附隨現象を、出來る限りの確に豫見し、其の對案を豫め考究し得る爲の材料は、いろいろ考へられますが、その中、現時

局に於て、最も必要とされ乍ら、最も缺如して居るものが、國民消費の状況なのであります。之が今回政府に於きまして、萬難を排しても、此の國勢調査を實施せんとするに至つた理由であります。

今回の國勢調査に於て當に物品の販賣高にとどまらず、従業者の數とか、年齢とか、教育程度とかをも調べますのは矢張りそう云ふ意味から出たのでありまして、國民の消費物資を取扱つて居る人々の人的方面の事情を明かにして置くことが、大變必要なであります。又今回、配給の機構を調査するのも右と同様でありまして、物資の消費と配給の機構とは一體不二の關係にあるからであります。歐洲大戰に於て、獨逸國民が生活物資の缺乏に苦しんだのは、此の配給組織に對する計畫の不完全に依ることが多かつたと云はれます。

扱て、今回の調査に於ては、物品販賣を營むもの、即ち商店であります、それと物品賣買の仲介を營むものと、旅館、料理店、飲食店と、是等三つのものに付ては、洩れなく其の總べてを調査するのであります。そこで、是等の當業者の方々に、此の機會に御願ひ致したいことは、今回の國勢調査では、昨年八月一日から今年の七月三十一日迄の一ヶ年の賣上高又は仕入高を申告せねばなりませんから、今の中から出来る丈け、其の用意をして置いて戴きたいと存じます。どう云ふ品物に付て、申告するかと云ふことは、今年の四月十八日及十九日の官報に昭和十四年臨時國勢調査施行令及同施行規則等の諸規則が載つて居り、それに詳しく書いてありますから、どうか御覽になつて置いて戴きたいのであります。何れ調査が近づきましたならば内閣から任命した國勢調査員が、皆様の許に參り、申告書を配ることと存じますが、先程から段々申述べました今回の調査の意義を御諒承下さつて、豫め御用意下さらんことを御願ひ致します。

以上は今行はれる國勢調査の大様を申し上げたのでありますが、終りに望みまして、一言附け加へて置きます。それは前にも申しました様に、今回の調査は、商店の賣上高、其の他を調べますが、これは國民の消費事情を調べる一の方便なのでありますから、決して税金の標準等を作る爲のものではありません。此のことは、先程からの説明に依つて、既に御諒承とは存じますが、念の爲に申して置きます。勅令に於ても嚴重な規定が設けられて居りまして、國勢調査の申告書は、決して統計以外の目的には使用してはいけないことになつて居ります。皆様は當局を御信頼下さいまして、御安心の上、是非、眞心をこめて正しい申告を爲し、之に依つて非常時の國家の政策を、正しく樹立することに參與して戴きたい、このことを呉々も御願ひして置く次第であります。

私は支那事變の長期建設に重要な關係を持つ此の國勢調査が、當業者の方々及國民一般の方々の御理解と御協力とに依りまして、立派な成果を得ますことを祈つて止みません。

臨時 國勢調査

訓練會

縣五十三ヶ所に開催

去る六月一日付を以て内閣より任命された縣下二千七百六十五名の國勢調査員並に五十四名の同指導員は夫々各市町村に於ける國勢調査係の指導を受けて調査事務に就き研究中であつたが、縣の國勢調査部では更に趣旨の徹底を期する爲六月十五日より二十三日迄九日間に互り

縣内水戸市他五十二ヶ所に訓練會を開催、部員を派遣して調査事務に就き詳細な協議並に訓練を行つた。

各會場共出席狀況非常に良好で午前八時半に開會し宮城遙拜、出征將兵並に戦歿勇士に對し感謝の默禱をなし會場地元町村長の激勵の挨拶の後を受けて會議事項に移り調査の範圍、調査の事項等に就き部員より詳細に説明したが調査員、指導員共に熱心に研究、指導を受け午後四時何れも散會した。



官計統畑長

蠶絲統計論 (六)

農林省統計官 長 畑 健 二

二、作業ニ關スル事項
 (一)作業日數
 (二)従業員種別及員數

種 類	男		女		計
	人		人		
作業監督員					人
繰 絲 工					
煮 繭 工					
揚 返 工					
束 裝 工					
檢 査 工					
雜 工					
其 他					

計					
---	--	--	--	--	--

注 意

- 一、一日平均使用人員ヲ記載スルコト
- 二、個人經營ノ工場ニシテ經營者及其ノ家族ガ作業ニ從事スル場合ニハ該當欄ニ其ノ旨ヲ附記スルコト
- 三、従業員ニハ臨時傭人ヲ除クコト
- 四、作業監督員ニハ技師、現業長、工務主任、現業員、教婦等作業ノ監督ヲ爲スモノヲ記載スルコト
- 五、雑工中ニハ副産物整理工、選繭工、火夫、機關工、修繕工等ヲ記載スルコト
- 六、前表中特ニ明示ナキ従業員即チ事務員、門衛、小使、賄婦、給仕等ハ其他ノ欄ニ記載スルコト

三、原料ノ數量及價額ニ關スル事項

種 類	前 年 度		本 年 度 購 入 (受 入)		本 年 度 消 費 數 量		本 年 度 賣 却		次 年 度 繰 越 數 量		備 考
	繰越數量	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額		
春 蠶 繭	貫	計									
		白									
		黃									
夏 秋 蠶 繭	貫	計									
		白									
		黃									
合 計	貫	計									
		白									
		黃									

注 意 一、繭ノ數量ハ總テ乾繭重量ニテ記載スルコト

- 二、購入價額ニハ繭繭ニ要スル諸費用(旅費、運搬費、荷造費其ノ他雜費並原料改費及共同出荷等ノ爲ニ支出シタル獎勵金ヲ包含セシメザルモノトス之等ノ費用ハ加工費ノ該當費目中ニ夫々計上記載スルコト
- 三、産業組合製絲ニ在リテハ本年度受入繭價額欄ニハ假渡金額ヲ記載シ備考欄ニ時價ニ對スル假渡金交付ノ率ヲ記載スルコト
- 四、他ノ委託ヲ受ケテノミ生絲ノ製造ヲ爲スモノニ在リテハ價額欄ノ記載ヲ要セザルコト
- 五、事業ノ一部ニ付他ノ委託ヲ受ケテ生絲ノ製造ヲ爲ス者ハ自ら購入シタルモノト區別シテ記載スルコト
- 六、生絲ノ製造ヲ他ニ委託シタル場合ニハ其ノ原料繭數量ヲ欄外ニ附記スルコト

(四)副産物ノ生産及販賣ニ關スル事項

種類	前年度	本年度	本年	次年度
其	他			
蛹				
屑	絲			
場	繭			
蛹	繭			
生	苧			
熨	苧			
斗	苧			
類				

(五)加工費ニ關スル事項

科目	金額	備考
役職員俸給	○	役員○事務員○作業監督員○
手當賞與	○	職工○賞與○
職工賞與	○	職工○賞與○
手當賞與	○	職工○賞與○
燃料費	○	石炭○(内乾繭用○)其ノ他○
電力及電燈費	○	電力費○電燈費○電熱費○
賄材料費	○	米○斗○圓麥○斗○圓其ノ他○
保險料	○	不動產保險料○圓動產保險料○圓

科目	金額	備考
荷造費	○	生絲荷造費○其ノ他○
牛絲販賣手数料	○	生絲販賣手数料○
委託乾繭料	○	春繭○夏秋繭○
購繭手数料	○	春繭○夏秋繭○
職工募集委託費	○	募集人員○名
倉敷料	○	生絲倉敷料○繭倉敷料○
運搬費	○	生絲運搬費○繭運搬費○
通信費	○	購繭旅費○購繭旅費○
旅費	○	購繭旅費○購繭旅費○
諸稅諸掛	○	所得稅○營業收益稅○
利子	○	繭資金借入利子○其ノ他○
消耗品費	○	健康保健料○其ノ他○
借地料	○	帝國蠶絲組合積立金○
從業員福利	○	借家料○修繕費○
增進施設費	○	建物修繕費○
雜費	○	○
修繕費	○	○
計(生斤分)	○	○
臨時費	○	○

各欄記載ノ注意

工場ノ計算ヲ以テ荷造ヲ爲シタル場合ハ其ノ材料ヲ記載スルコト
 割戻ヲ控除シタル金額ヲ計上スルコト
 繭ノ乾燥ヲ他ニ委託シタル場合ノ乾繭料ヲ計上シ委託數量ハ生繭數量ニテ記載スルコト
 乾繭購入ノ場合ニ於ケル數量ハ生繭ニ換算記載スルコト
 工場従業員ヲシテ募集ニ從事セシメタル場合ニ要スル經費ハ本科目ニ計上セザルコト
 工場従業員ヲシテ運搬セシメタル場合ハ之ヲ計上セザルコト
 郵便、電信、電話一切ノ通信費ヲ計上スルコト
 汽車賃、船賃、車馬賃辦當代、宿泊料等一切ノ旅費ヲ計上スルコト
 公租公課一切ヲ記載スルコト
 手形割引料、生絲擔保借入利子等一切ノ利子ヲ記載スルコト
 普通ノ消耗品ニ要スル費用ノ外小道具補充費ヲモ計上スルコト
 衛生費、慰安費、獎勵會、教育費、扶助料等ニ付記載スルコト
 主ナル費途ノ内譯ヲ記載スルコト
 經常費ノ程度ト認ムベキ經費ヲ計上スルコト
 括弧内生絲數量ハ本加工費ノ總額ヲ以テ加工ヲ爲シタル生絲ノ總數量ヲ記載スルコト
 工場設備ノ増設改設等ニ要シタル費用ニシテ臨時ノ支出ト認ムベキ程度ト經費ヲ記載スルコト

- 注意 一、一箇年間ノ總經費ヲ記載スルコト
 二、備考欄ニハ算出ノ基礎ヲ詳細ニ記載スルコト
 三、購出出張所ニ要シタル經費ハ其ノ内課ニ付各該當科目ニ分割計上シ若シ同一購出出張所ヲ他ノ工場ト共同使用シ經費ノ區分困難ナル場合ハ購出數量ニ按分シ計上記載スルコト
 四、他ノ委託ヲ受ケ生絲ノ製造ヲ爲シタル場合ニ付テモ之ヲ記載スルコト
 五、生絲ノ製造ヲ他ニ委託シタル場合ニハ支拂加工料ノ總額ヲ欄外ニ附記スルコト

(六)資本ニ關スル事項

資本金額	拂込資本金額
圓	圓

- 注意 一、製絲業者ガ法人ナル場合ニ限リ五月末日現在ニ依リ記載スルコト
 二、産業組合組織ノモノニ在リテハ出資額ニ付記載スルコト
 三、合名會社及合資會社ニ在リテハ財産ヲ目的トスル出資ノ價額ヲ資本金額欄ニ記載スルコト

(七)組合員又ハ所屬組合ニ關スル事項(産業組合製絲ニ付テノミ記載スルコト)

(一)組合員數及其ノ上臈產額

職業者 其ノ他	組合員數	組合員ノ上臈產額				合計
		春	夏	秋	合計	
		白	白	白	白	
		黃	黃	黃	黃	
		計	計	計	計	
		實	實	實	實	
		計	計	計	計	

注意 臈產額ハ生臈重量ニテ記載スルコト

(二) 産業組合聯合會ノ所屬組合數其ノ組合員數及上臈產額

組織 販賣組合	所屬組合數	所屬組合ノ 組合員數	組合員ノ上臈產額				合計
			春	夏	秋	合計	
			白	白	白	白	
			黃	黃	黃	黃	
			計	計	計	計	
			實	實	實	實	
			計	計	計	計	

注意 臈產額ハ生臈重量ニテ記載スルコト

(八)財産目録及貸借對照表

注意 製絲業者ガ法人ナル場合ニ於テハ最近決算期ニ於ケル財産目録及貸借對照表ヲ添付スルコト

二、揚返又ハ束装以後ノ工程ノミヲ行フ製絲工場ノ事業概況書

- (大體製絲工程ヲ行フモノト大同小異ニ付省略ス筆者)
 (一)工場調査規則と製絲業現行ノ工場調査規則は資源調査法第一條の規定に基いて昭和四年商工省令第十七號を以て制定せられたものであるが、元來工場に關する調査は明治十六年の農商務通信規則に據る工業通信事項中に既に其の調査が規定されて居るものであつて、以來其の調査内容、様式には變更の變遷があつたけれ共其の調査は今日

迄續けられて居る、製絲作業は一定の設備の下に遂行され、其の作業場は工場に該當するからして當然工場調査の對象となり得るものである。併し從來、工場調査は其の範圍を限定し、全工場に其の調査が及んで居ない關係上、製絲工場に於ても其の制限に觸れたものは當然調査範圍外となる。即ち現行工場調査規則では五人以上の職工を使用する設備を有し又は常時五人以上の職工を使用する工場を調査の範圍として居る關係上製絲場に於ても、當然右の範圍に於て調査が行はれて居る譯である。

調査事項は

- 1、場名
- 2、工場所在地
- 3、主要事業(工場分類に準じて記入する)
- 4、事業開始年月
- 5、従業者數
- 職員―事務に従事する者、技術に従事する者別、男女別
- 職工―十五歳未満、十五歳以上五十歳未満、五十歳以上別、男女別
- 其ノ他ノ従業者
- 6、職工一人一日當實收賃銀
- 7、兵役關係者數―職臺、職工別、陸軍、海軍別
- 8、原動機―種類毎ニ實馬力數、操業臺數、休止及豫備ノ臺數
- 9、作業機械及設備―種類毎ニ操業數、休止及豫備ノ數
- 10、品目別生産額―數量、價額(生産分類ニ依リ區別シテ記入スル)
- 11、品目別期末現在々庫額―數量及價額
(生産分類ニ依リ區分シテ記入)
- 12、原料及材料總使用額
- 13、指定原料及材料使用額―數量及價額
指定原料及材料の種類
繭、棉花、羊毛、屑毛、生絲、玉絲、紡績絹絲、棉絲

製絲業の觀察には便利が多く。

工場分類及生産分類表

甲、一般生産分類	
A、紡織工業工場	
工場分類	生産分類
一、製絲業	生絲
(一)生絲	生絲
(二)玉絲	玉絲
(三)其ノ他製絲	野蠶絲(工場分類三)
二、紡績業	生皮芋工場分類(一)或ハ(二)
(以下略)	熨斗絲及其ノ他ノ製絲屑物
	工場分類(一)(二)或ハ(三)
	紡績 (以下略)

右の如くして調査された工場調査が如何なる形式で集計され、統計表として發表されるかが統計利用者の立場からは問題である。工場統計の叙述を任務としない本論に於て之を語ることは避ける。我國の製絲業を眞に理解する爲には、我國の工業全般を眺め、其の中に於て製絲業が如何なる地位に在るかを先づ理解することから始めねばならぬ。その意味に於て製絲業統計の第一歩は工場統計から始まらねばならぬ。

- 毛絲、人造絹絲、銑鐵、鋼塊及鋼錠鋼材、銅塊及銅錠鋼材、鉛、アルミニウム、硫酸、苛性ソーダ、硝酸。
- 14、燃料及動力使用額
石炭、コークス、石油、薪、木炭、瓦斯、電力の數量及價額。
- 15、労働消費
四期別に平均一日使用職工數、平均一日労働時間及作業日數
- 16、賃銀支拂總額

右の如き調査事項を盛つた調査票に工場主は毎年該當事項を記入して翌年一月末日迄に其の工場所在地の市町村長に之を提出することになつて居る。市町村長は之を二月末日迄に取纏めて地方長官に提出することになつて居り、地方長官は之を四月十五日迄に商工大臣に提出することになつて居る。商工省では右の調査票を集計して、毎年工場統計表を公刊して居る。

製絲場が工場調査規則で調査の對象となつて居ても、之を集計するに當つて、製絲業が他の工業と一括製表されて了ふのでは製絲業統計として之を利用することは不可能になる譯であるが幸本調査に用ひらるゝ工場分類、生産分類には次の通りに製絲業及其の生産が一分類として取扱はれて居るので

工場統計に現れた製絲工場の大要 (大正九年)

工場數	内地全工場ノ		B/Aニ對スル%
	分(A)	分(B)	
従業者數	八〇,三二一	三,一八八	四・〇
生産額	二,四四二,八三三	二六,四四五	一・一
労働延時間	九,一五〇,〇〇〇	四〇七,六六六	四・三
賃銀總額	九,〇四四,七三三	八〇二,六四三	八・六
一時間當賃銀	七三三,八二二	四,四五六	五・三
原料材料使用額	五,七四七,六一	三三,八八八	五・八

(四)絲價安定施設法に基く生絲製造高調査
絲價安定施設法に基く統計法調査の中製絲業に直接關係あるものは、生絲製造高調査である。

生絲の製造は一の社會行爲であるが、之を技術的抽象的に定義すれば、「家蠶繭から繰製して一定の絲條を形成する行爲である。」然るに右の行爲は必ず一定の設備の下に於て、一定の方法に依つて行はれる。之等の過程を技術上我々は製絲工程と呼ぶ。一定の時代の製絲工程は其の時代を受けた存在であつて、時代と遊離した製絲工程などは存在せぬ。而して製絲經營の技術的單位は前にも述べた様に製絲業と呼ばれ

て居る。此の製絲業に於ける製絲なる技術行爲を押へたものが生絲製造高である。従つて、生絲製造高は動大量に屬し本調査は動態調査である。生絲の製造といふの行爲を調査するものである。

従つて、生絲の製造は之を生絲の社會的製造の單位である製絲業に就いて調査するを要する。併し製絲業に於ける生絲製造は企業といふ立場から見れば手段である。製絲業經營の主体は之を製絲企業として別個に考へることが出来る。そして又生絲製造は之を其の企業を通じて調査することも出来る。

生絲製造高調査の如く、技術的事項を調査するものに在つては、工場を單位として調査する方が理論的に見てすぐれて居るのみならず、調査技術の上からも、この方が望ましい。然るに生絲安定施設法に依る生絲製造高調査では、製絲業者に申告の義務を課して居り、法人の上には、製絲業なる技術上の經營者とはなつて居なく。

(註) 生絲安定施設法施行規則抄録

第六十七條 生絲製造高調査ハ毎月製造セラレタル生絲(野蠶繰ヲ除ク)ニ付テ行フ

第六十八條 生絲安定施設法第三條ノ製絲業者ハ前條ノ規定ニ依リ調査セラレベキ生絲ノ數量ヲ地方長官ニ對シ申告スベシ

製絲企業體に對して申告義務を課したものとすれば、當該

器械生絲、座繰絲、及玉繰に付、白繭絲及黃繭絲に區別して調査す。

4、調査の範圍

(イ)申告調査に依るもの

生絲安定施設法第三條の製絲業者は其の製造したる生絲に付申告の義務を有す。

(ロ)繭絲調査に依るもの

右以外の者にして生絲の製造を爲す者。

會社統計と製絲業統計

茲に會社統計と云ふは、會社統計規則(大正十四年商工省令第十二號)に依る調査を謂ふのであるが同規則第一條には會社ノ代表者ハ別記様式ノ會社票ニ毎年十二月末日ニ於ケル狀況ニ基キ該當事項ヲ記入シ翌年一月十五日迄ニ其ノ本店又ハ主タル事務所々在地ノ市町村長ニ提出スベシ。但シ清算中又ハ破算手續中ノ會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズとあるから製絲を業とする者も其の企業組織が會社なる限り本規則に依つて調査されることとなる。

右の調査の結果は毎年「會社統計表」として商工大臣官房統計課から公刊されて居る。

商工省會社統計に現れた製絲企業の狀況の一部を左に紹介するであらう。

製絲企業が二以上の工場を有する場合に於ても特に明文なき限り當然之を別個に申告するの義務はなく、一括して之を申告するも差支ないことになる。又其の申告の相手たる地方長官は企業が存在する地の地方長官たるべく、具體的には、會社ならば、當該會社の本店の所在地の地方長官となるのであらう。斯くの如く製造高調査に於て其の申告の義務者を單に製絲業者とのみ書いて置くことは本統計の性質に鑑み感心しない。

次に本調査の概要を述べることとする。

1、調査の關係
生絲安定施設法に基く諸調査は諸機關に依る。今其の機關を表示すれば

農林大臣―地方長官―繭絲調査指導員―繭絲調査員
となり繭絲調査指導員は道府縣の區域に設置せられ、地方長官の命を承け、管内に於ける繭及生絲に關する諸調査に従事する繭絲調査員の事務の執行を指導する。道府縣職員中適當なる者を地方長官の推薦に依り農林大臣が囑託する。

繭絲調査員は地方長官の推薦に依り農林大臣が囑託するもので、其の擔當調査區内の調査の事務に従事する。

2、調査の時期
毎月其の月中に製造せられたる生絲(自家用を含む)

3、調査の事項

工業總會社數と内製絲業會社數製絲業會社細別(昭和十年)

會社數	工業總會社數 A	内製絲業 B	B/A 對スル %
出資額又ハ公稱資本金	九、四四六、四五	一、〇八一、四四	二・四
積立金	一、一〇三、一〇	一八、五五	一・五
純益金	七五、三六〇	七、三三	一・〇
配當金	四〇、五〇八	三、五四	〇・七
純損金	三、〇六八	五、〇三	一五・三

製絲業會社細別表

(昭和七年)

社數	合名會社	合資會社	株式會社	株式合資會社
出資額又ハ公稱資本金	七、七八〇	八、四八一	一、九、七四	一、七
積立金	二、九	九八	一八、三三	二〇
純益金	七、七	二〇八	六、三〇	一
配當金	二、四	三三	三、五〇	一
純損金	七、三	五、五	四、三〇	八

時局を反映して

調査員も懸命の努力

國寶中館の観音に參詣

眞壁郡中村を訪ふ

下館から栃木縣眞岡町に行くバスが下館高等女學校前を通つて間もなく小さな坂へ差かゝると停車した。眞壁郡中村役場の前である。

地勢と沿革

役場は下館久下田線縣道に沿つた所にあり、刺を通じると村長高橋十三郎氏と統計主任小島千之丞氏とが快く迎へ、二階會議室で同村の一般統計狀況に就て説明を始める。同村は南北に長く東西に狭い地形で、南は眞壁郡伊讚村に隣り、東部は動行川を隔て、同郡竹島村と河間村に接し、北部は栃木縣芳賀郡久下田町に、西は眞壁郡五所村に界してゐる。村の中央を縣道が貫通し、眞岡鐵道線が之に併行し大字折本地内に折本停車場がある。村は凸凹のある地勢で、各大字毎に土質を異にし、東部は高臺で赤土粘質又は礫質である。

舊幕時代は中館村、樋口村、口戸村、石塔村、泉村の六ヶ村は下館藩に屬し、谷部村、林村、筑瀬村は橋本領、柴山村は伊勢神領だつた。明治二年若森縣の所轄となり、明治五年茨城縣に移り、二十一大區五の小區に屬し、明治六年六大區十四小區に屬し、扱所を置き區長の管理する所となつた。明治十二年二月郡區改正によつて眞壁郡役所々管となり、谷部、林、石塔、泉、筑瀬、柴山、口戸、折本、樋口は樋口聯合戸長役場に屬し、中館は眞壁郡灰塚聯合役場に屬した。明治二十二年二月一日町村制實施に當つて前記十ヶ村を合せて一村とし村名を中村とし今日に至つて居る。

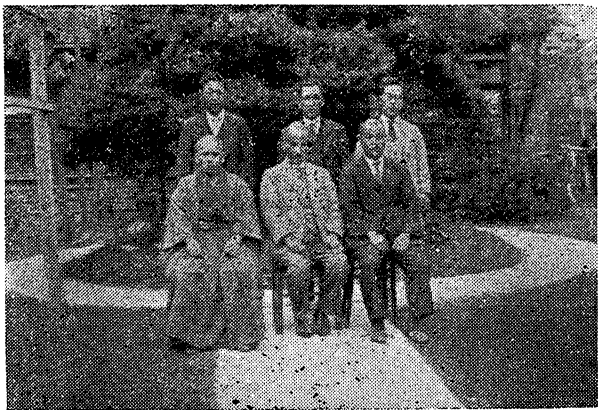
人口と業態

總面積は〇・四二八方里で、田二百七十三町四反六畝二十歩、

畑百八十二町一反八畝二十一歩、山林八百七十三町八反三歩宅地其他となつてゐる。取も直さず純農村で總戸數四百七十三戸、總人口二千九百七人(男一千四百四十六人、女一千四百六十一人)で最近五ヶ年間の増加は戸數十五戸、人口百五十九人(男八十六人、女七十三人)である之を業態別に見ると、自作農六十四戸(三百九十三人)自作兼小作農百二十一戸(七百四十三人)小作農百六十五戸(一千十五人)其他百二十三戸(七百五十六人)で耕作する耕地によつて見れば三町歩以上七戸、二町歩以上七十八戸、一町歩以上百三十二戸、五反歩以上七十三戸、五反歩未満六十戸となつてゐる。

役場の陣容

村長高橋十三郎氏は既に三期十一ヶ年の間村長として功績少くないが役場に入つてからでは二十四五年にもなり、近郷に知られた自治功勞者である。助役小島宇平氏は戸籍事務を擔任し



後列右から(新山農會技手・新山收入役・野星書記)

前列(小嶋主記書記・高橋村長・小島島助)

勤續六年になるが、書記時代を通算すると十七年になる長老である。統計主任小島千之丞氏は勤續十八年、終始一貫して精勵恪勤、統計事務を主とする外に庶務、勸業を兼ね村内の重要事務は悉く小島書記の手を煩はすといつても差支ない程である。財務、土木を擔任する星野好二郎氏は八年、兵事、衛生、社會各事項を受持つ福田東一郎氏は五年、會計を預る收入役新山麟氏は七年といふ様に何れも勤續者揃ひで、従つてそれらの事務には精進練達の敏腕家ばかりである。

主要生産物

同村は前にも書いた通り純然たる農村である。其の肥料消費高は金肥四萬三千六百四十圓、自給肥料二百四萬七千五百四十三貫であるが、生産される主なるものを挙げれば

- △水稻十五萬一千五百四十五圓△陸稻二萬五千五百圓△計十七萬一千六百九十五圓△大麥二萬一千九百九十六圓△小麥二萬三千九百七十一圓△計四萬五千九百六十七圓△大豆三千三百三十二圓△甘藷三萬九千九百四十二圓△生大根三千九百三十三圓△甲芋一千七百二十七圓△

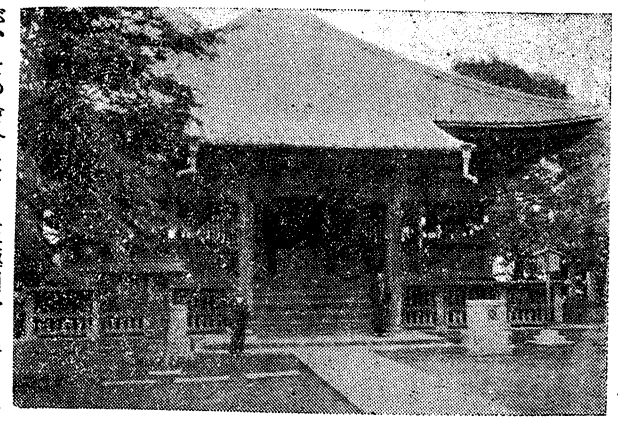
蕨一千六百十六圓△馬鈴薯七百八十六圓△胡瓜七百二十七圓△茄子九百九圓△蕃茄五百二十九圓△漬菜六百八十圓△薬工品八百五十圓△蘭二萬三百三十七圓△煙草五千九百九十三圓餘△鶏二千四圓△鶏卵五千九百十三圓△成豚一千六百六十五圓
 等で生産總額は二十四萬八千七百六圓になつてゐる。

統計調査員

之等の生産調査は、勿論統計調査員の手によつて調査取纏められるのであるが、同村は七區に分けられてゐる。今分擔氏名、勤続年數等を示せば

調査區	勤続年數	氏名	年齢
第一(大字泉、石塔)	五年	坂入 梅松	(五六)
第二(大字谷部、林、筑瀬)	一年	坂入 藤平	(三八)
第三(大字中館)	五年	上河原 喜與壽	(五九)
第四(同、上)	欠員		
第五(大字折本、柴山、口戸)	二年	杉山 嘉一郎	(四四)
第六(大字樋口)	四年	早瀬 傳一郎	(五四)
第七(大字樋口)	八年	星野 好二郎	(三七)

で第三調査區の上河原喜與壽氏は村會議員であり多年統計事務に貢献した功績により昨年縣統計協會から表彰され、現在は第四區が欠員中なのでその事務を兼ねて多忙な調査に奔走してゐる。第一區の坂入梅松氏は前村議、第二區の坂入藤平



中館觀音堂と松井井職住任(右)と小島主任(左)

が、その會合なども至極圓滑に行はれてゐる。

中館の觀音

一 通り役場での調査も終ると小島主任は「此の村では國寶中館の觀音以外に格別御目にかけるものもありませんから、そこを御案内致しませう」と促されるまゝに中館觀音參詣に出かけた。縣道から傍へそれて間道を通り施無長山觀音寺の庫裡へ出た。住職松居照玄師も在宅だったので廣い境内を案内して廻る。

本尊延命觀音菩薩は用明天皇の御宇梁の法輪獨守居士が齋來安置したもので、後醍醐天皇の御代建武三年に本堂、仁王門、經藏、鐘樓、五輪塔等を建立したのであるが、慶安四年大火に遭ひ烏有に歸し、翌年建立されたものが現觀音堂である。

伊達家の尊信篤く、伊達行朝が南風鏡はなかつた折、關城主宗祐と共に北畠親房卿を援けて勤王の旗をひるがへし籠城數年に及んだ伊佐城趾もこの境内にあるのである。觀音堂を

氏は區長、第七區の星野好二郎氏は役場書記といふ有志揃ひである。同村の統計費は二百七十八圓で調査員手當は一人二十圓、それに米生産統計手當四圓を加へて二十四圓となり、その外に旅費二圓五十錢を支給されるので待遇としては縣下でも優秀な方である。従つて統計調査員も仕事の重要性を認識し殊に戦時下の統計調査が如何に國家總力戰の上に影響するものであるかを心得て實地調査の張切り方は一通りでない。だから一年を通じて九回位調査員會を開く

參詣して本堂に歸ると松居住職は懇ろに茶を勧め乍ら延命觀音の由來、勸行川の行事、伊達家との因縁等をつぶさに話し寺寶として珍藏する大明製唐銅香爐、探幽筆三幅對、青貝細工古代硯箱等を取り出して叮嚀な説明を試みる。本堂は高いといふ程ではないが臺になつて居り田畑をへだて、筑波山の遠望もあり、盛夏の候でも曇さを知らぬ程だといふ。延命觀音は大正十四年四月國寶に指定され、伊佐城趾は昭和十年十二月史蹟名勝天然記念物保存顯彰規定によつて縣から指定されてゐる。中館觀音で暫らく懐古休憩した記者は松居師、小島主任に篤く謝意を表し別れを告げて下館まで汽車に間に合ふ様に急いで歩いたが、縣立下館高等女學校の前まで參道が續いて居るので、それからは案内樂に下館驛に辿りついた。

寄贈圖書

- 昭和十二年三重縣の米
- 十二年度市町村別生産額調
- 東京府市町村勢要覽
- 第十四次農林省統計表
- 大藏省第六十三回年報
- 十三年貨銀統計表
- 同 物貨統計表
- 十二年新潟縣勢一斑
- 十三年米統計表(三)
- 十二年愛知縣統計書(五)
- 三重縣統計課
- 群馬縣統計課
- 東京府總務部調査課
- 農林大臣官房統計課
- 大藏大臣官房財政經濟調査課
- 商工大臣官房統計課
- 同
- 新潟縣
- 農林大臣官房統計課
- 愛知縣統計課

- 同 京都市第二十九回統計書
- 同 京都市役所
- 同 岩手縣統計書
- 同 岩手縣統計課
- 同 關東局第三十二統計書
- 同 關東局
- 同 東京府統計書
- 同 東京府
- 同 十四年五月刊行統計時報
- 同 東京株式取引所統計月報
- 同 東京株式取引所
- 同 統計カラ見タ高知縣ノ地位
- 同 高知縣
- 同 伊麥ノ取引事情
- 同 全販聯
- 同 大麥ノ取引事情
- 同 戰時下ニ於ケル小麥事情

銃後の護りもかたく 一致團結して活躍

北相馬郡守谷町を見る

それは六月一日暴風雨の日だった。統計優良町村としての守谷町を視察する豫定の日は朝から風を交へた雨降りだった、それでも家を出てから水戸驛を出発するまでは左程でもなかつたが、列車が南を指して進むにつれ風雨は激しくなつた。乗り合せた松葉杖を持った青年と話しをしてゐたら、それは満洲事變の時出征して腰部に負傷をし、それから足が不自由になつて療養を續けてゐたもので、その日も福島縣の温泉から水海道在の家に歸るところだとの話であつた。記者も亦上海事變に

車した人達に青年が水海道驛に降りる時面倒を見て呉れる様に頼み、車掌にも懇ろに依頼した。そのうちにガソリンカーは守谷驛に着いたのである。記者は乗り合せた出征して傷いた青年に對して少しばかりの助力が、何か大きな奉仕でもあるかの様に思はれて非常に氣持がよかつた。守谷驛で青年と別れ、記者は傷痍青年の多幸を祈り乍ら驛を出ると一人人通らない。町役場迄は十五六町もあろうか、その間に一人にも行會はなかつた、それ程風雨は強かつた。

守谷町の地勢は

北相馬郡の西北部に位し、守谷、小山、赤法花の三大字からなり、東は高井村に、南は稲戸井村に、西は高野村、大野村、大井澤村に、北は小絹村及び小貝川を隔て、筑波郡豊村に接して居り、概ね平坦ではあるが耕地は所謂天水場で濫漑

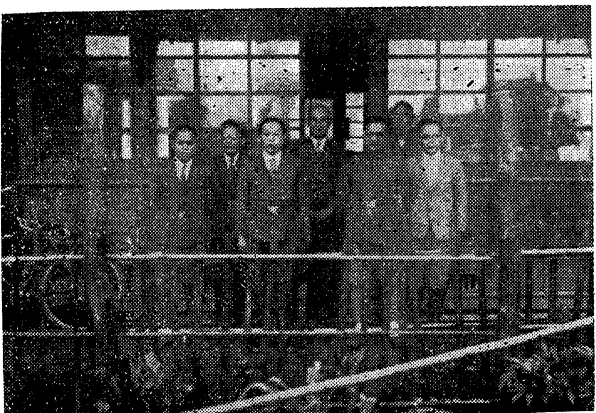
從軍した經驗を

話し戰爭談に時のたつのを忘れた。取手驛に着いた時は可成り風雨は募つてゐた。記者は青年のギブスベッドや荷物を持つて、青年をいたはり乍ら常總線に乗り換えた。そして同

排水の便が悪く晴雨不順の年などは不作に終ることが少くない。面積は東西一里二町、南北一里十四町、〇・五五八方里で、交通は常總鐵道、バスは勿論隣接村から利根川を利用する水運にも恵まれてゐる。

往古からの沿革を

探ねて見ると、景行天皇四十年、日本武尊が東夷を平げての歸途此の地を通られ、森林鬱蒼たるに御感一方ならず森屋と名付けられたのが「もりや」の起源で、承平三年平將門が自ら森屋郷と稱し、寛永年中徳川氏が、周圍に谷津あり、山あり、守るに便ありといふところから守谷町と改めたものだといふ。明治四年廢藩置縣の際は葛飾縣に屬し、次に印旛縣に改められ、同五年戸籍編制によつて六大區六小區に屬し翌六年印旛縣が廢され千葉縣管區となり、同八年相馬郡を利根川を境として二郡に分ち河南を南相馬郡と稱し、河北は北相馬郡といつて茨城縣管區となつた。



記書本龍・役助村下・記書塚飯らか左列後【明説眞寫】
記書本宮・任主計統中田・長町中田・役入收田原らか左列前

現在の守谷町は

戸數五百十五戸、人口本籍三千二百六十三人、現住二千八百二人(男一千四百五十六人、女二百二人)で、農業三百七十戸、工業八戸、商業七十五戸、交通業二戸、公務自由業一八戸、その他三十戸、無業十二戸である。町長は同町の舊家として知られ東大法科を出て田中偉三郎氏で、縣下の町村長中大學出は五指を屈するに過ぎない程で田中氏が始終同町の爲に名利を擲つて貢献してゐる態度は畏敬の的となつてゐる。庶務、土木社會事業、警防の事務は助役下村光三郎氏が擔當し、出納會計一切は收入役原田榮一氏が、戸籍、社寺兵事、學事は書記飯塚丑松氏が、土木、庶務、稅務は書記宮本岩吉氏が、統計、稅務、衛生は書記田中正氏が、勸業其他は書記瀧本昌夫氏がそれら分擔してゐるが、田中町長が采配を振り自ら毎日役場の陣頭に立つて自治の向上、町民の福利について眞剣な奮闘をしてゐるだけに役場員一同も能率をあげ

各種の事績が大いにあがつてゐる。従つて總豫算二萬六千四百五十九圓を賄つてゐるが納税成績なども頗るよく、十三年度の実績を見れば、滞納者は雜種税(自轉車)三人、家屋税、戸數割各二人で何れも不在者ばかり、完納に近い成績を収めてゐる。

町ごはいふもの

先づ農を主体としてゐる所で、生産總額は三十三萬三千二百余圓で、其の主なるものは農産物である。十三年度の重要なものを挙げれば

- △水稻八萬七千五圓△陸稻三萬九千二百九十五圓△麥類四萬二千六百四十圓△食用農産物一萬八千七百七圓△園藝農産物一萬七千二百二十六圓△蠶二萬九千五百三十八圓△家畜二千八百八十九圓△林産物二萬二千四百十六圓△醸造物二萬二千六百三十圓△菓子類五千六百五十圓△化工品類三千三百八圓△器具類七百四十圓△車輛一千五十圓△木製品二千二百四十圓△竹製品四百八十圓△皮製品二百二十圓

といふ概數である。

統計調査區は

町内を十一區とし最廣は五十六町歩、一番狭いところで二十八町歩、平均三十四五町歩といふ受持ちであるが今其の額

割いで蔬菜苗などの統計を作つてゐるのは他に見られないもので、それだけでなくさへ定期の統計調査が間に合はないと騒ぎ廻してゐる町村もあるのに、緯々たる余裕振りを示してゐるのは羨ましい限りである。一通り調査も終つた時は午刻であつた。田中主任と午食を共にし雨でも小止みになれば町内を視察しやうと思つたのであるが、風雨はいよく暮るばかりなので、田中町長と時局談に時を過した。本縣財界の着宿として重きをなした故齋藤斐翁は同町の出身であり、町役場の直ぐ近くにその實家が今も残つてゐるが、さういふ關係か

觸をあげれば

受持區	發令	氏名	年齢
第一	昭和十四年	下村喜四郎	(三〇)
第二	同 十三年	渡來春吉	(二七)
第三	大正十五年	長谷川春吉	(四六)
第四	同 年	石塚元吉	(三九)
第五	同 年	廣瀬一太郎	(三六)
第六	昭和十一年	中山魁太郎	(五六)
第七	昭和十三年	入江竹次郎	(四三)
第八	大正十五年	瀧本元春	(四二)
第九	昭和二年	藤平啓次郎	(四八)
第一〇	大正十五年	月岡清	(四〇)
第一一	昭和十四年	相馬正憲	(二七)

で瀧本、藤平兩氏は村會議員、中山氏は前村議であり、月岡氏は水戸農學校出身、相馬氏は同町永泉寺の住職をしてゐる。統計費豫算は二百六十一圓で、調査員手當は十四圓、それに米生産統計手當四圓を加へて十八圓で、外に視察費二十圓が支給され、毎年一回優良統計事務の視察に出かけて參考に資してゐるが、既に千葉縣御宿町、飯野村、多賀郡賀美村、那珂郡佐野村等を視察した。同村が

獨特の試みとして

宅地利用小票といふのを作製し、各調査員が忙しい余暇を

ら十余年も前であらうか文學博士齋藤隆三氏が著した郷土史「もりや」は今以つて貴重な文献として尊重されてゐる。今次事變が勃發するや郡内に卒先して銃後援護會が組織され、町内有志から三千五百余圓の寄附が集まり、出征遺家族に對する銃後の後援は至れり盡せりで、第一線に活躍する同町出身勇士にも既に三千個からの慰問品が送られてゐる相である。午后二時を過ぎて暴風雨は風ぎる模様さへ見せないの、町役場を辭したが守谷驛に辿り着いた時は半下身濡れ鼠となる濡めさだつた。

統計主任者異動

昭和十四年五月三十一日	多賀郡多賀町
鈴木木	友部市郎次
鈴木謙藏	鈴木英
鈴木善次	古一和
鈴木善次	林古一
長山喜代藏	黒澤俊一
益子正夫	助川喜七郎
内田仁介	照山幹
澤島滿男	山本芳次
田鍋庄壽	瀬谷賢次郎
	友部多吉

以上合併=付新設

統計調査員異動

昭和十四年六月二十六日	多賀郡松岡町
鈴木木	松本弘一郎
鈴木英	矢口照
鈴木雄	同 年六月二十六日
	新治郡七會村
	(矢口峰松)
	筑波郡上郷村
	(中野忠助)
	(萩原停四郎)
	筑波郡筑波町
	(大塚家正)
	(中山忠義)
	(原山忠淳)

實務統計調査の彙 (26)

臨時國勢調査により

生活の基準を計る

非常時下の對策樹立に
貢獻する爲萬全を期せ

長い間準備をして來た臨時國勢調査は愈々八月一日に行はれます。縣下各市町村の統計關係者は勿論先般行はれた豫習調査等によつて充分訓練されてゐるので、萬遺漏はない事と信じます。が、一度臨時國勢調査の旨趣を檢討して準備するのも徒爾でありますまい。

あつた様に、聖戰の目的たる東亞の新秩序を建設し、之に對處して國運の進展を圖る各種の政策と、國民の實生活を調整する爲に欠くべからざる重要な資料となるので、従つて此の調査の如何は國家の前途、國民の日常生活に大きな影響を及ぼすものといつて差支ないであります。

彼の歐洲大戰の時獨逸軍は破竹の勢ひで聯合軍を撃破し、戰鬪には勝つたのであります。併し戰爭が長びくに従つて各種の物資は欠乏する、國民の生活は極度に脅威されるといふ窮狀に陥り第一線に活躍する將士は華々しい戰果を収めたにも拘らず、遂に敗戰の止むなきに至つたといふ事情に就て、世界の史家、經濟學者は異口同音に、獨逸自らがその國家の總力に對する認識に誤りがあつたからだと申して居ります。獨逸が若し戰端を開く前に今回我が國で行ふ様な「消費の國勢調査」又は「物の國勢調査」が出来てゐて自分の力に應じた戰爭をしたら、或ひはどうなつてゐたかわからないのであります。

此の調査は町村臨時國勢調査係主任會議や臨時國勢調査員訓練會等の際縣から派遣された指導者から詳細説明が

あつた様に、聖戰の目的たる東亞の新秩序を建設し、之に對處して國運の進展を圖る各種の政策と、國民の實生活を調整する爲に欠くべからざる重要な資料となるので、従つて此の調査の如何は國家の前途、國民の日常生活に大きな影響を及ぼすものといつて差支ないであります。

者があつたら、懇切に説明し調査の萬全を期して戴き度いのであります。

は凡て調査することです。

更に一言申添へたいのは、臨時國勢調査は勿論大切な調査で完璧を期さねばなりません。併しそれが爲に恒例の統計調査を怠る様な事があつてはならぬのであります。毎年定期に繰返される統計調査も亦我が資源を測る上に重要な基礎をなすものでありますから決して等閑に附さぬ様心掛けたいものであります。第一線に奮闘する同胞將士は酷暑にも嚴寒にも凡ゆる困苦欠乏にも耐へて皇國の爲に身命を捧げて居ります。銃後にある私達も統計報國の意氣高らかに、第一線將兵に劣らぬ御奉公を心掛け、前線銃後相携えて聖業の翼賛に邁進しやうではありませんか。

二、作物栽培が綠肥目的なる場合に於ては之を家畜の飼料に供したるものと雖も調査すること、但し其の目的が最初より家畜の飼料なるときは調査の要はありません。

綠肥作物

(市町村報告期七月末日限)

一、作付段別は春時秋時たるを問はず又病蟲風水害等の爲收穫皆無となりたる地と雖も一旦作付したるもの

大豆粕一枚(時價相場)

モクシク 生八十貫匁

全 (全)

梨豫想收穫高

(市町村報告期八月四日限)

水稻作况

(市町村報告期八月十五日限)

水稻作况は其の管内の作况を觀察して普通作况に比し増收五分を越ゆる見込の場合を良とし、五分以内の増收見

は電信、電話等の方法に依り速報せられたいのであります。

大豆豫想收穫高

(市町村報告期八月十八日限)

本調査は八月十五日現在に依り(枝豆を除き)調査するもので即ち栽培現在面積は取扱細則に依り實地に調査したる面積を掲上し豫想收穫高は右調査期日現在に於て栽培地を實地に巡回して成育の状況、病虫害風水害等の状況を観察し且氣候の経過、肥培管理等を考慮したる上精農家の意見をも徴して一段歩當り豫想收穫高を見積るのであります。

尙本表は八月十八日迄に縣へ到達する様報告するのでありますから報告期限を厳守せられたい。

参考 昭和十三年に於ける大豆縣平均の反當收量並單價を示せば左の通りです。

反當	單價
六九七合	一八・二三錢

夏秋蠶豫想掃立數量

(市町村報告期九月五日限)

本表は九月一日現在で区内各飼育者に就き養蠶調査方法に依つて作成する夏秋蠶調査原簿を基礎として豫想掃立數量を作成するのであります。

米第一回豫想收穫高

(市町村報告期九月二十三日限)

本調査は九月二十日現在に依り調査し九月二十三日迄に縣廳へ到達する様急速報告を要する重要な統計でありますから、次の注意を参照し遺憾なき調査を遂行せられたいのであります。

本表に掲上する作付反別は本表を纏むる必要上既に九月二十日迄に調査員をして其の調査区内に於ける米作地を一筆毎に米生産統計調査取扱方に依り調査するもので、即ち作付反別調査原簿及耕地圖又は米作地圖に依り、各筆毎に作付の粳米・糯米の區別、上中下の作柄の區別を調査し、之を各集計して最後に水陸稻の作柄毎の反別を其の

込の場合を稍良とし、普通作況見込の場合を普通とし、五分以内減收見込の場合を稍不良とし、減收五分を越ゆる見越の場合を不良として、即ち五段階級の何れかに依り報告するのであります。此の普通作とか或は増收何割何分、減收何分とかの割合は作況であるから、市町村の收穫量とは必ずしも關係は有しない。例へば水田の埋立地が多いとか、或は植付不能の地が非常に多いとかで、作付反別が激減して、其の管内の收穫が非常に減する様な場合があつても、作付は箇々の田が反收に於て従来よりも増收の場合も稍良とか、良となる場合を生ずるのであります。尙此處で普通作況と謂ふのは前五ヶ年間に於ける中庸の作柄を指すので、之に對しての比較を前述の五段階級の一で表示することゝなるのであります。此の表は八月十五日現在の調査を十八日迄に縣へ到達するを要するのでありますから期日迄に到着せぬ見込の場合

作柄毎の一反歩豫想收穫高に乗じて各作柄毎の收穫高を得、各作付反別及收穫高の作柄別を合計して本表に必要な數を得るのであります。一旦作付したものが無收穫となる場合には之が反別をも加へねばなりません。而して一反歩豫想收穫高を調査する場合には特に細密に受持調査区内の作柄の状況を調査し、且精農家數名の意見をも徴して最も慎重に決定する必要があります。尙報告に際しては備考欄の所定事項を洩れなく記載すると共に指定の期日迄に到達せざる見込の場合は電報又は電話等敏速の方法に依り一先づ報告を願ひます。

米作農家戸數調

(市町村報告期九月二十三日限)

本調査は九月二十日現在を以て各調査員が其の擔當調査区内に於ける米作農家と米作準農家に就て調査するものですが特に左記事項に留意し誤りなきを期せられたいのです。

- 一、米作農家とは世帯員中米作を爲すものある世帯を計上し、又米作準農家とは學校、試験場組合、會社の他法人又は團體にして米作を爲す場合には其の管理者に付前項の區分に從つて夫々計上すること。
- 二、米作農家數及米作準農家數の計上に當りては其の經營耕地の所在の如何に拘らず米作農家又は米作準農家所在の市町村に於て之を計上すること。
- 三、米作農家一覽を其の儘利用する時は必ず重復計上する様な虞れがありますから之は絶対に避けられ飽くまで實地調査を施行し計上すること。
- 四、米作準農家の種別を明かならしむる爲に必ず其の名稱を備考に記載すること。
- 五、調査の上は必ず前年と對照し其の増減事由を備考へ記載すること。

夏秋蠶豫想收繭高

(市町村報告期九月末日限)

本表は其の年の收穫面積及收穫高、價額を調査するもので左の点に付御注意を願ひます。

- 一、飼料の目的を以て收穫したもの、

みを調査するのです。然し官立の學校、試験場、講習所等に於て栽培せられましたものは調査を要しません

二、永年性牧草とはチモニー、オーチヤードグラス、レッドトップ、スエスキト、ケンタッキープリニューグラス、トールオートグラス、レッドクローバー等莖葉を飼料に供する永年性草本作物を謂ひます。

三、收穫面積には其の年實際收穫した地の面積を計上するのです。

四、混作又は間作は相互に影響を受けた限度に於て各其の面積を見積るのです。

五、收穫高には秋時たると春時たるとを問はず凡て其の年收穫した生草の數量を計上します。但し刈取らないで其の儘飼料とした場合には其の收穫高は收穫したものに準じ之を見積り計上致します。

六、價額は生産者の賣渡價格を基準とし若し當該市町村内に賣買の事實が

なく賣渡價格のないときは市町村に於ては備考欄に其の旨を記載し價額及單價の記載を要します。

七、備考欄には増減著しき場合に其の理由及記入事項中説明を要する事項等を御記載願ひます。

八、本表に計上する作物は農林省統計様式第七麥、第八食用農産物、第九園藝農産物、又は第一緑肥用作物の

何れの表にも之を計上しない様御注意を願ひます。

九、前項調査の重復を防ぐ爲大正十四年十一月本縣々令第三十八號農林商工統計報告規則取扱細則に依る田畑の小票記入に際しては適當な時期に於て實地調査の上小票備考欄に飼料作物と記入を願ひます。

統計主任者異動

(上は新任括弧内は舊)

昭利十四年四月十一日	磯崎 健造 (岡部 勝一)	同 年二月十日	和田 吉五郎 (小松村 達士)
同 年二月十五日	小川 得雄 (川上 増次)	同 年三月二十八日	井上 廣之介 (大内 熊吉)
同 年二月二十八日	貝塚 喜一 (羽生 宗雄)	同 年二月二十一日	木下 清喜 (會澤 政志)
同 年二月二十四日	飯塚 丑松 (下村 光三郎)	同 年三月五日	橋本 誠之助 (田口 正作)
		同 年六月二十六日	皆川 壽雄 (大友 永之介)
		同 年六月十三日	坂場 鐵雄 (藤地 伴介)

最近の統計

麥作は二割五分余の 增收を豫想さる

縣の増産奨励と天候に恵まれ

農家の努力も報いられやう

全國第一位を誇る本縣の麥作状況に基き縣統計課が去る五月二十日現在により調査したところによると、先づ麥作付反別及び其の前年との比較は

種別	本年度作付反別	前年作付反別との對比
大麥	三、二〇・二反歩	減 二四・八反(零分七厘)
裸麥	二、四九・七	減 一八・七 (六分九厘)
小麥	五、三六・三	増 一、三九〇 (二分九厘)
計	九、〇五・〇	増 一、二〇五 (一分二厘)

で、大麥、裸麥の作付反別は何れも減少したが縣の増産奨励によつて小麥の作付反別増加によつて總作付反別も亦一分二厘の増加を見た。而して麥豫想收穫高及び前年實收高との比較は

種別	本年豫想收穫高	前年收穫高對比増
大麥	六六、三〇石	一五、六三石(二割零分九厘)
裸麥	四〇、七〇	六、五九 (一割八分六厘)
小麥	六五、〇〇	一六、九八 (三割零分五厘)
計	一七〇、〇〇	三三、九八 (二割五分三厘)

之は本年の麥作景況は、播種以來天候が適順で初期の生育は頗る良好だったが、冬季には降雨が少く、早天が持續したの、殊に大麥は生育を阻害された。併し其の後は適當に降雨があり、天候が順調に復したのと、肥培管理に周到を期したのによつて相當恢復した爲前年收穫高に比し三十五萬六千九百十八石即ち二割五分三厘の增收を豫想されるに至つたのである。郡市別に示せば左の通りである。(△印は減)